

# 温泉合宿の効用

法律相談センター運営委員会 副委員長 鶴田 信一郎 (47期) ●Shinichiro Tsuruta

## 1 はじめに

皆様、以下の地名の一覧が何かお分かりになりますか？温泉の地名一覧と分かる方はかなりの温泉通の方です。この一覧は当会の法律相談センター運営委員会が過去10年に行った合宿地・旅館の一覧なのです。

- |        |           |            |
|--------|-----------|------------|
| ①平成30年 | 芦之湯(神奈川)  | 箱根きのくにや旅館  |
| ②平成29年 | 湯河原(神奈川)  | ゆがわら大野屋旅館  |
| ③平成28年 | 伊香保(群馬)   | 岸権旅館       |
| ④平成27年 | 仙石原(神奈川)  | 仙郷楼        |
| ⑤平成26年 | 下田観音(静岡)  | 観音温泉       |
| ⑥平成25年 | 信州上山田(長野) | 笹屋ホテル      |
| ⑦平成24年 | 甲府湯村(山梨)  | 常盤ホテル      |
| ⑧平成23年 | 高湯(福島)    | 花月ハイランドホテル |
| ⑨平成22年 | 草津(群馬)    | ホテル一井      |
| ⑩平成21年 | 芦之湯(神奈川)  | 箱根きのくにや旅館  |

法律相談センター運営委員会では毎年9月に、時間の制約で普段の委員会や部会では議論できないような重いテーマについて議論をするために1泊2日の合宿を行っています。

## 2 温泉合宿の目的

御承知のとおり、法律相談は弁護士業務の要であり、弁護士会でも法律相談センターを運営し市民の法律相談需要に応えています。そして、法律相談センターは市民の方々との大きな接点であり、また弁護士にとっても研鑽の重要な場であると同時に事件受任の大きな機会なのです。

この法律相談センターは弁護士会の大きな要と言っても過言ではないと思います。したがって、この法律相談センターが適正かつ効率的に運営されることが重要です。そして、法律相談センター運営委員会では、毎月1回2時間ほどの法律相談センター運営委員会全体会や、相談部会、特別相談部会、あっせん部会、企画広報部会も毎月各1時間ほど開催され、直面する諸問題を検討しております。

しかし、毎月1回の全体会や部会ではその時々的事案処理に忙殺され、なかなか根本的な問題や議論に時間のかかる問題を検討することができないのが実状です。そこで、法律相談センター運営委員会では8月開催の全体会を合宿として、合宿において重いテーマについて議論・検討を行っているのです。

ちなみに、どのような重いテーマを議論しているかと言いますと、例えば法律相談の無料化の問題、相談場所の必要性の有無、法律相談の遅刻欠席の対策、あっせん手続の効率化、弁護士アポの改善といったテーマについてです。

## 3 温泉合宿の効用

法律相談センター運営委員会内の重いテ

マを議論する必要があるとしても何故合宿なのか?と疑問に思われるかもしれません。合宿をせずに時間をかけた会議をするという考え方もあるかもしれません。

しかし、法律相談センター運営委員会を効率的に運営するためには、委員相互の信頼関係の構築や親睦が必要なのです。相手を信頼することにより、初めて法律相談センター運営委員会がまとまり、一致団結して問題解決に当たることが可能になるからです。そして、そのためには、寝食を共にし、杯を酌み交わし、己をさらけ出し、各期と委員同士の親睦交流をはかることが必要なのです。その意味で合宿は必要不可欠なイベントなのです。

ちなみに、合宿は初日の午後1時頃から午後6時頃まで、翌日は午前9時頃から午前12時頃まで時間をとり議論をしております。当然、法律相談センター運営委員会担当の当会事務局も参加し、加えて東弁と一弁の法律相談センター運営委員会の委員長にも参加いただいております（なお、東弁と一弁の委員長は初日の日帰りが多いようです）。

## 4 温泉の効能

では、合宿が何故温泉地なのか、前述の一覧表を見るとかなり遠方にも行っていることが分かります。

その理由は、日本には古くから数多くの温泉地があり、効能豊かな温泉につかれば心身共にリフレッシュするということから、我々のDNAの中に「温泉」の二文字が刻まれているからではないでしょうか。実際、温泉に入ると真水では味わえない効能を味わうことができます。例えば、湯上がり後温泉成分が皮膚にまわりつき体が長く温まったり、また温泉成分により皮膚の老廃物が流れ落ち肌がツルツルになったり、あるいは温泉成分が皮膚から浸透し病気を改善させる等の効能があると言われております。ですから、合宿地を選ぶ際には、自ずと温泉地が選択されることとなります。

加えて、法律相談センター運営委員会には温泉通の委員が数多くいます。次の合宿地を

探す際、温泉以外の合宿地は頭にはなく、より効能の良い温泉地を探すことになることから、合宿地=温泉という図式になるわけです。ただ、余り遠い温泉ですと交通費がかかり若い先生方の負担になりますので、遠隔地の温泉は避けております。ちなみに、平成23年に福島の高湯温泉に行きましたのは、震災における福島支援という理由からです。

## 5 温泉合宿地の選び方

合宿を行う温泉地の選び方ですが、まず温泉の効能豊かな地を検討します。せっかく温泉で合宿を行うのですから、効能豊かな温泉で質が高い場所を検討します。できるだけ源泉かけ流しであること（逆にできるだけ循環しておらず、循環でも源泉かけ流しの風呂が1つはあることなど）、加水していないこと等を重視します。前述の温泉地の源泉はこの温泉の質が比較的高い温泉ということになります。

次は、余り遠隔地ではないことです。遠隔地ですと、時間もかかり交通費もかかってしまうことから、遠方は避けるようにしています。ただ、効能豊かな温泉は東京近郊より東京より遠い地に多いことから、これは悩ましい条件だと思います。

また、温泉だけでなく、宿泊する旅館の質も検討します。旅館がぼろいと快適に過ごせずがっかりしますので、予算の制約はあるのですが比較的質の高い旅館を選ぶよう努力しております。良い旅館の条件ですが、温泉の質はもとより、①清潔感があること、②食事がおいしいこと、③サービスが行き届いていることなどが大事です。

最後に大事なことは旅館に会議室があることです。合宿はあくまで会議中心ですから、少なくとも30名程度収容可能な会議室が必要です。しかし、会議室がある旅館と良い旅館は相反関係にあります。言い換えれば、良い旅館には会議室がなく、会議室がある旅館はそれほど良い旅館ではないという法則が妥当します。これは悩ましい条件です。ですから、良い旅館でも会議室がないということが度々

## 温泉合宿の効用

あります。やはり良い旅館は、団体ではなく個人志向の部屋数が少ない全体的に目配り気配りがきく旅館ということになりますから、そもそも会議室を設ける必要がないのです。

このような諸条件を検討し、法律相談センター運営委員会の温泉合宿地を選ぶことになります。

### 6 他会の合宿の状況

当会の温泉合宿の状況はお分かりになったと思いますが、東弁や一弁の法律相談センター運営委員会の合宿はどうなっているのでしょうか？

東弁の法律相談センター運営委員会は毎年温泉合宿を行っています。ただ、場所は毎年同じで湯河原のゆがわら大野屋旅館を使っています。同じ旅館の方が事務局の手間が省けるようで別の温泉地を選ぶ考えはないようです。それはある意味、温泉の質にさほどこだわらないということかもしれません。なお、東弁は本年は箱根湯本の旅館にしたそうです。

以前は一弁も温泉合宿を行っていました。場所は箱根湯本の湯本富士屋ホテルでした。しかし、若手の参加者が少ない等の理由で合宿は取り止めているそうです。時代の変化でしょうか。

### 7 昼食会の開催

当会の法律相談センター運営委員会の合宿は1泊2日の予定で行いますが、2日目の午前中で会議が終わることから、2日目には昼食会を開催しています（自由参加）。昼食会の会場は合宿地の近辺のこだわりのあるレストランや地物にこだわる寿司屋、居酒屋、手打ちそば屋等を選んでいきます。せっかく良い温泉に行くのですから、ランチも旨い店を厳選しております。

次の一覧は、過去6年の昼食会場についてです。

- ①平成30年 芦之湯(神奈川)  
箱根オーベルジュ オー・ミラドー(フレンチ)

- ②平成29年 湯河原(神奈川)  
エルルカン ビス(フレンチ)
- ③平成28年 伊香保(群馬)  
夢味亭(洋食)
- ④平成27年 仙石原(神奈川)  
アルベルゴバンブー(イタリアン)
- ⑤平成26年 下田観音(静岡)  
いず松陰(魚料理)
- ⑥平成25年 信州上山田(長野)  
ヴィラデスト(ワイナリー)

どの店もこだわりのあるはずれない店ばかりです。なお、昼食会には暗黙のルールがあります。参加者や事務局からは会費は取らず、委員長経験者、副会長や重鎮の先生が費用を出し合って負担し、若い先生には負担させないというものです。若い先生に気兼ねなく昼食会に参加してもらうための工夫なのです。また、昼食会にはワイン通の元副会長経験者も参加され、そのセレクトされたこだわりのリーズナブルなワインを皆で豪飲しております。なお、最近の昼食会がフレンチやイタリアンなど洋食が多いことから、日本酒通の先生からは旨い日本酒の飲める店にしてねという御要望もあります。

### 8 温泉合宿のお勧め

当会には多くの委員会があります。合宿を行っている委員会は少ないと聞いておりますが、温泉合宿をすることにより委員相互の絆が強まり、会務にも良い影響を与えるのではないのでしょうか。なお、合宿を行う場合、当会から弁護士登録10年未満の先生には1回1万5,000円、平成31年度からは1回2万円の補助が出ますので、この特典を活用していただければ若い先生の負担が軽減します。

皆様、委員会あつての弁護士会であり、委員会が盛り上がりれば当会の会務もより活発になりますので、是非委員会で温泉合宿を開催されることをお勧めいたします。ただし、効能豊かな温泉のある所という条件付きですが。 ■